

奈良県立医科大学附属図書館利用規程

昭和39年5月26日
制 定

最終改正 平成29年 3月 3日

(目 的)

第1条 奈良県立医科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の資料利用については、この規程による。

第2条 図書館の資料利用は次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧（書庫を含む。）
 - (2) 館外帯出閲覧
 - (3) 電子ジャーナル・データベース等の閲覧（図書館がネットワーク上で提供する資料）
- (休館日)

第3条 休館日は、12月31日から翌年1月3日までとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が臨時休館をしようとするときは、所定の場所に掲示しなければならない。

(閲覧時間)

第4条 図書館の利用は、午前8時から午後12時までとする。ただし、学外者等で館長の許可を受けた者（以下「学外者等」という。）の利用は、平日午前8時45分から午後6時（8月中は午後5時）までとする。

2 館長が臨時に閲覧時間を変更しようとするときは、前条ただし書を準用する。

(閲覧者)

第5条 図書館所管の資料を閲覧できる者は、本学教職員、学生及び学外者等とする。ただし、休学又は停学中の学生については、利用を停止することができる。

(館内閲覧)

第6条 資料は原則として閲覧室で閲覧するものとする。

(館外帯出閲覧)

第7条 本学教職員、学生及び学外者等は所定の手続きを経て資料（学外者等については指定のものに限る。）を借受けて、館外に帯出することができる。

2 禁帯出資料及びその他図書館に必要な資料は、特別の事由がある場合を除き帯出できない。

3 帯出した資料は、他に転貸することはできない。

4 各教室で常時必要な資料は、館長と協議の上、長期館外帯出することができる。

(調 査)

第8条 館長は、必要と認めたときは前条により帯出した資料を調査し、又は返却を要求することができる。

(閲覧手続等)

第9条 閲覧並びに帯出の冊数及び期間に関する手続きは、館長が別に定める。

(学外機関帯出)

第10条 他の大学等の機関から資料の館外帯出の申込みがあるときは、館長が認めたときに限り、その期間及び条件を付してこれに応ずることができる。

(ネットワーク上の利用)

第11条 本学の職員及び学生は、図書館がネットワークを介して提供する電子ジャーナル及びデータベース等を、提供機関の許諾範囲内で利用することができる。

(弁償)

第12条 閲覧又は帯出中の資料を過失により亡失若しくは汚損したとき、又はネットワーク上の資料の利用において提供機関に損失を与えたときは、これによって生じた損害を弁償しなければならない。

(罰則)

第13条 館内施設の目的外使用、他の利用者に対する迷惑行為、その他この利用規程に違反したものに対しては、その事情により館長は図書館の利用を停止することができる。

附 則

この規程は、昭和39年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月23日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月14日)

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月11日)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年9月3日)

この規程は、平成21年9月14日から施行する。

附 則 (平成23年5月31日)

この規程は、平成23年9月8日から施行する。

附 則 (平成26年8月6日)

この規程は、平成26年8月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月19日)

この規程は、平成27年6月24日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。